

広島県薬局機能情報報告書の記載上の留意点

【1 連絡担当者】

本調査票に記載した内容に関して、問い合わせをする場合があるので、担当者連絡先等を記載する。

【2 基本情報】

(1) 薬局の名称

薬局の名称については、許可証と同じ表記とし、フリガナ（ひらがな。以下同じ。）及びローマ字（ヘボン式。以下同じ。）を付記する。

なお、英語表記の名称がある場合はローマ字での表記に代えて差し支えない。

ヘボン式ローマ字表記は下記表のとおり。

本報告書においては、単語の1文字目は大文字で記載し、2文字目以降は小文字で記載する。

例 基町薬局 ●英語表記 Motomachi Drugstore ●ローマ字表記 Motomachi Yakkyoku

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
や	YA	い	I	ゆ	YU	え	E	よ	YO
ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
わ	WA	ゐ	I	う	U	ゑ	E	を	O
ん	N(M)								
が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
だ	DA	ぢ	JI	づ	ZU	で	DE	ど	DO
ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO
きゃ	KYA	きゅ	KYU	きょ	KYO				
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO				
ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちょ	CHO				
にゃ	NYA	にゅ	NYU	にょ	NYO				
ひゃ	HYA	ひゅ	HYU	ひょ	HYO				
みゃ	MYA	みゅ	MYU	みょ	MYO				
りゃ	RYA	りゅ	RYU	りょ	RYO				
ぎゃ	GYA	ぎゅ	GYU	ぎょ	GYO				
じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO				
びゃ	BYA	びゅ	BYU	びょ	BYO				
ぴゃ	PYA	ぴゅ	PYU	ぴょ	PYO				

<注意点>

1 撥音

“ん”はNと表記するが、B・M・Pの前の“ん”はMと記載する。

(例) 難波 (なんば) N a m b a

本間 (ほんま) H o m m a

三瓶 (さんぺい) S a m p e i

2 促音

子音を重ねて表記する。うしろがCの場合は、子音を重ねず、前にTをおく。

(例) 服部 (はっとり) H a t t o r i

吉川 (きっかわ) K i k k a w a

八丁 (はっちょう) H a t c y o

3 長音

ヘボン式では長音を表記しない。“うう”はUUではなくU, “おう”“おお”はOU, OOではなくOと表記する。

(例) 河野 (こうの) K o n o

大野 (おおの) O n o

日向 (ひゅうが) H y u g a

中馬 (ちゅうま) C h u m a

(2) 薬局の開設者

薬局の開設者の氏名（法人の場合は、法人名称及び代表者氏名）を記載する。また、許可証と同じ表記とし、フリガナを付記する。なお、法人の場合は、株式会社等の標記を略さずに記載する。

(3) 薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とし、フリガナを付記する。

(4) 薬局の所在地

許可証と同じ表記とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。「広島県」は記載しない。地番についてはフリガナを不要とする。

また、薬局開設の許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を付記することは差し支えない。

なお、ビル名やマンション、スーパーの店名は省略しても差し支えない。

例 1丁目2-3 ○○ビル4階 → 1-2-3-4F

英語での表記は次の方法を基本とする。

City (市), Ku (区), Gun (郡) Town (町) の前には「-」を入れる。

例 ●広島市中区(Naka-Ku, Hiroshima-City) ●安芸郡府中町(Fucyu-Town, Aki-Gun)

記載順：フロア（部屋番号）、ビル名、地番、町名、市町村名

記載方法：単語の1文字目は大文字で表記し、2文字目以降は小文字で表記する。

単語間は「,」でつなぐ。

「Building」は「Bld.」と、「Floor」は「Fl.」と、「Room」は「Rm.」と略記可能である。

- (5) 薬局の案内用の電話番号及びFAX番号
連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を記載する。（携帯電話，PHS等は不可）
夜間・休日住民案内用電話番号は，薬局として責任ある対応が行える場合に限る番号を記載する。
（輪番制等の携帯電話，PHS等であれば，記載することは可）
- (6) 案内用ホームページアドレス
薬局においてホームページを開設している場合は，ホームページアドレスを記載する。
ただし，薬局の従業者個人のホームページなど，薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するURLは含まない。
同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は，各薬局の情報が適切に閲覧できるURLを記載するよう配慮する。
- (7) 案内用電子メールアドレス
患者や住民が連絡，相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており，当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は，その電子メールアドレスとする。
ただし，薬局の従業者個人の電子メールアドレスや，薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれない。
メールアドレスがない場合及びメールによる相談等の対応を行わない場合は空欄とする。
- (8) 営業日・開店時間
基本となる開店時間帯を24時間形式で記載し，曜日毎の時間帯に○を記載する。異なる開店時間であればその時間帯も記載する。記載されていない曜日については，休業日とみなす。
営業曜日であっても，週によって休業する場合や年末年始等の特別な時期における休業日等，毎年必ず特別に休業する日があれば特記事項へ記載すること。
- (9) 休業日
毎週決まった曜日の休業がある場合には，該当する曜日に○を記載し，祝日は必ず休む場合は○を記載する。
その他の休業日（年末年始，お盆等）については，月日を具体的に記載すること。
- (10) 開店時間外における対応
開店時間外の対応や24時間対応を行っている，あるいは夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加しているなどの場合に該当する項目に○を記載する。
なお，該当がない場合は，無記載とする。

【3 薬局へのアクセス】

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
利用交通手段のうち，主な手段を記載する。公共交通機関を利用する場合とし，最寄り駅・停留所の名称及び当該駅や停留所からの徒歩による所要時間等を含む。
- 例**
- 『紙屋町』バス停または広島バスセンターから徒歩5分
 - 広島電鉄『紙屋町東』または『紙屋町西』電停から徒歩3分
 - アストラムライン『県庁前駅』から徒歩2分
- (2) 薬局の駐車場
薬局専用の駐車場（薬局において所有する駐車場，又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場）がある場合は○とし，それ以外の場合は空欄とする。
「有」の場合は，有料・無料で駐車可能な台数を記載する。
薬局専用の駐車場が「無」の場合であって，最寄りに駐車場がある場合は，有料・無料の別が分かるようにその他の欄に記載する。特記事項に料金を記載する。

【4 薬局内サービス等】

- (1) 健康サポートである旨の表示
「健康サポート薬局」である旨を表示している場合は「有」に○を記載し，表示していない場合は「無」に○を記載する。

(2) 相談に対する対応の可否

実施及び設置しているものについて、該当する場合は○とし、無い場合は空欄とする。

1. お薬に関する相談
2. 漢方薬に関する相談
漢方薬の効能効果，副作用，相互作用等に関する相談を受けている。
3. 介護に関する相談
介護に関する相談，関連商品の取扱いの可否（有無）を記載する。
なお，具体例は次のとおりである。

- 介護用品の取扱い
清拭用品，おむつ・トイレ用品，歩行補助具等
- 介護用食品の取扱い
介護用の刻み食品，やわらか加工食品，飲料等
- ストマ装具の取扱い
ストマ装具の取扱い及び使用時のかぶれや臭い漏れ等の相談
- 介護保険関連事業所等の紹介
介護老人福祉施設等の介護保険施設や介護保険サービス提供事業所の紹介

4. 育児に関する相談
5. 生活習慣病の相談
食習慣，運動習慣，飲酒等の生活習慣が影響し引き起こされる，いわゆる生活習慣病に関する相談に応じている場合に記載する。
なお，具体例は次のとおりである。

- 特定保健用食品の相談
特定保健用食品の選択方法，利用方法等の相談
- 各種疾病用食品の相談
低ナトリウム食品，低たんぱく質食品，糖尿病食調整用組み合わせ食品等病者用食品の喫食等に関する相談
- 健康食品の相談
栄養補助や喫食カロリー低減等の観点での，いわゆる健康食品に関する相談
- 禁煙の相談
禁煙治療に関する医療機関の相談
- 各種検査薬の取扱い
尿糖検査薬，尿タンパク検査薬の取扱い及び使用方法等に関する相談
- 血圧測定器，体脂肪測定器，自己血糖測定器の取扱い
- 各種機器の取扱い及び使用方法等に関する相談

6. 禁煙に関する相談
たばこに関する相談を受けている。
7. 誤飲・誤食による中毒相談
たばこを誤って飲み込んでしまった場合や，食べることのできない野草等を食べてしまった場合等の中毒相談を受けている。
開店時間外で相談できる時間がある場合は，その時間及び連絡先電話番号を記載する。
なお，対応不可能な場合は，空欄とし，対応できない曜日，時間，電話以外の連絡方法等があれば具体的に記載すること。

(3) 薬剤師の不在時間

薬剤師不在時間を「有」と届出を行っている場合には「有」に○を，それ以外の場合は「無」に○を記載する。

(4) 障害者に対する配慮

1. 聴覚障害者に対するサービス内容（複数選択可）

「筆談」、「手話」等による服薬指導や相談対応が可能な場合は該当する項目に○を記載する。
手話による服薬指導等及び手話以外での服薬指導等のどれも不可能な場合は、空欄とする。

2. 視覚障害者に対するサービス内容（複数選択可）

薬局内での音声案内がある、薬袋・薬剤への点字表示や点字による服薬指導や相談対応が可能な場合は○を記載する。

対応不可能な場合は、空欄とし、対応できない曜日、時間等があれば具体的に記載すること。

(5) 車椅子の利用者に対するサービス内容

車椅子での来局が可能な場合は、それぞれ該当する項目に○を記載する。

車椅子での来局が無理な場合は、記載しない。

(6) 受動喫煙防止対策

「全面禁煙」、「喫煙所設置（分煙）」、「未実施」のいずれかを○で記載する。

なお、それぞれの意味は次のとおりとする。

● 全面禁煙

薬局建物内の患者が利用する全ての場所を禁煙としている場合

● 喫煙所設置（分煙）

喫煙場所を部屋として区画する、吸煙装置を設置する等により、非喫煙者に対し、受動喫煙を防止するための措置がされている場合（単に喫煙場所を区画として設けるのみで、受動喫煙を防ぐことができない場合は、この項目には該当しない。）

● 未実施

全面禁煙、喫煙所設置（分煙）のいずれにも該当しない場合

(7) 外国語対応

対応することができる外国語がある場合は対応可に、対応ができない外国語は対応不可に○を記載する。

一部対応可に○を記載した場合には、具体的にどの程度対応可能か記載する。

対応できない曜日時間等がある場合や、事前連絡が必要な場合には、特記事項に記載する。

【5 費用負担等】

(1) 医療保険及び公費負担の取り扱い

指定を受けている項目について、該当するものに○を記載する。

各項目の指定内容は次のとおりである。

01	健康保険法に基づく保険薬局としての指定	健康保険法に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた薬局
02	生活保護法に基づく指定	生活保護法に基づき、都道府県知事の指定を受けた薬局
03	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核医療：旧結核予防法）に基づき、都道府県知事の指定を受けた薬局
04	戦傷病者特別援護法に基づく指定	戦傷病者特別援護法に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた薬局
05	母子保健法に基づく指定	母子保健法に基づき、都道府県知事の指定を受けた薬局
06	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定	健康保険法に規定する保険薬局
07	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定（原爆医療）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた薬局

08	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（精神通院医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療（精神通院医療）に基づき、都道府県知事の指定を受けた薬局
09	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療（更生医療、育成医療）に基づき、都道府県の指定を受けた薬局
10	労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）	労働者災害補償保険法に基づき、都道府県労働局長の指定を受けた薬局
11	広島県肝炎治療特別促進事業に基づく指定	広島県肝炎治療特別促進事業に基づき、広島県知事の指定を受けた薬局
12	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、都道府県知事の指定を受けた薬局
13	児童福祉法に基づく指定	児童福祉法に基づき、都道府県知事の指定を受けた薬局

(2) クレジットカードによる料金の支払いの可否

薬局への費用の支払いについて、該当する項目に○を記載する。(処方せん調剤, OTC, その他) また、クレジットカードの利用可とした場合は利用可能なクレジットカード (JCB, NICOS 等) の種類を記載する。

【6 業務内容、提供サービス】

(1) 認定薬剤師の種類及び人数

公益財団法人日本薬剤師研修センターが認定する研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師、認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）がいる場合は人数を記載する。

広島県がん検診サポート薬剤師養成研修を修了し、広島県から修了証書の交付を受けた薬剤師の人数を記載する。

なお、公的な機関から任命されていても、保護司、麻薬乱用防止指導員等は認定薬剤師とはみなさない。

また、他にある場合には、具体的に記載する。

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した（有効期限内の修了証を有する）薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。

(3) 業務の内容

次に示す条件に適合する場合について、○を記載する。

01	無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を中国四国厚生局に届け出ている場合は該当とし、それ以外の場合は空欄とする。 なお、処方箋受付薬局が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより、無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合は該当することとし、特記事項欄に無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地を記載する。
02	一包化薬に係る調剤の実施の可否	一包化調剤が可能な場合。それ以外の場合は、原則空欄とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合には該当と記載して差し支えない。
03	麻薬に係る調剤の実施の可否	麻薬小売業者免許を有する場合には該当とし、それ以外の場合は、空欄とする。

04	浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否	生薬（漢方を含む。）の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に該当とし、それ以外の場合は、空欄とする。
05	薬局製剤実施の可否	薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得している、かつ、薬局製剤の製造販売承認を受けている場合に該当とし、それ以外の場合は空欄とする。ただし、承認不要の9品目のいずれかについてのみ都道府県知事に製造販売の届出を行っている場合は該当しない。
06	医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否	医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を中国四国厚生局に届出を行っている場合に該当とし、それ以外の場合は空欄とする。
07	薬剤服用歴管理の実施の有無	薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は該当とし、それ以外の場合は空欄とする。
08	電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無	薬歴の管理について電子化を実施している場合は該当とし、それ以外の場合は空欄とする。
09	薬剤情報を記載するための手帳（お薬手帳）の交付の可否	調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に該当とし、それ以外の場合は空欄とする。
10	薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳（電子お薬手帳）を所持する者の対応の可否	平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に該当とし、それ以外の場合は空欄とする。

(4) 地域医療連携体制

1. 医療連携の有無

次の取組の有無についてそれぞれ記載すること。

① プレアボアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

薬局における副作用等の健康被害の回避症例等を収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組に参加し、事例の提供を行っている場合（薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行い、前年1年間に疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合を含む）、「有」に○を記載し、それ以外の場合は「無」に○を記載する。

② プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無

医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPM（Protocol Based Pharmacotherapy Management 「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」）を導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」に○を記載し、それ以外の場合は「無」に○を記載する。

また、その他の医療連携の取組（地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等）を実施している場合は、その旨を記載すること。

2. 地域医療情報連携ネットワーク（ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット））の参加の有無

地域医療情報連携ネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」に○を記載し、それ以外の場合は「無」に○を記載する。

3. 退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療連携室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」に○を記載し、それ以外の場合は「無」に○を記載する。

4. 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」に○を記載し、それ以外の場合は「無」に○を記載する。

5. 地域住民への啓発活動への参加の有無

地方公共団体や地域薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている場合は「有」に○を記載し、それ以外の場合は「無」に○を記載する。

【7 実績、結果等に関する事項】

(1) 薬局の薬剤師数

常勤・非常勤にかかわらず、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。

平成11年2月16日付医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知より抜粋

・ 常勤薬剤師をもって員数1とする。

(ただし、他の店舗と勤務する場合は、非常勤薬剤師と同様の換算を行うこととする。)

・ 常勤薬剤師とは、薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者をいう。

・ 非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した(割り算した)数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

(例1) 1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師B、C、Dは週20時間勤務の場合

Aが常勤で、1。B、C、Dの員数はそれぞれ $20/40=0.5$ となり、合計 $=1+0.5+0.5+0.5=2.5$ となる。端数は切り捨てて報告するため、薬局機能情報報告書に記載する数字は、「2」となる。

(例2) 1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間30時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師Bは週30時間、薬剤師Cは週15時間、薬剤師Dは週20時間、薬剤師Eは週22時間勤務の場合

Aが常勤1。非常勤B～Eの員数の合計は $30/32+15/32+20/32+22/32=2.71$ となる。

したがって、合計は3.7となる。端数は切り捨てて報告するため、薬局機能情報報告書に記載する数字は「3」となる。

(2) 医療安全対策の実施

1. 副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

2. 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合には該当とし、それ以外の場合は空欄とする。

(3) 情報開示の体制

調剤録、薬歴、レセプト等情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合には該当とし、それ以外の場合は空欄とする。

(4) 症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的実施している場合は該当し、それ以外の場合は空欄とする。

なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1か月に1回程度とする。

(5) 処方せんを応需した者の数(患者数)

前年(1月1日から12月31日まで。年の途中で開局した場合は、開局時から12月31日まで。)に処方せんを応需した延べ患者数を記載する。(処方せん応需枚数で可とする。)

- (6) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。
- (7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議（行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。）その他地域包括ケアシステム構築のための会議に参加した回数
報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。
- (8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
報告期日の前年1年間に、患者、その家族若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。
- (9) 患者満足度の調査
- 患者満足度の調査の実施の有無
報告する時点から遡って過去1年以内に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は該当とし、それ以外の場合は空欄とする。
 - 患者満足度の調査結果の提供の有無
上記の調査結果について、薬局において閲覧できるようにする等、公表を行っている場合は該当とし、それ以外の場合は空欄とする。